

第2節 自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。これらの施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行っています。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、国立公園、国定公園、水郷及び奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。

しかし、他の3県立自然公園（香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

なお、これらの森林公園については、平成20（2008）年度から指定管理者制度を導入して顧客ニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで逐次更新するなど民間のすぐれたノウハウを取り入れた結果、利用者の増大を図ることができました。

ちなみに平成23年度（2011）には、三重県民の森は10万4千人余りの来園者が、また三重県上野森林公園は7万3千人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、となっています。

三重県内の延長は約197.1kmで、6市1町にまたがり、年間利用者数は400千人（平成22（2010）年度）が利用しています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-2-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.9	計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,291kmとなっています。

三重県内の総延長は373.1kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通り、年間464千人（平成22（2010）年度）が利用しています。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

2 森林・水辺等の整備・活用

2-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まるなか、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹林の造成に関しては、造林事業により、

クヌギなどの広葉樹林造成に対し、支援しました。
また、平成13(2001)年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

2-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

2-3 エコツーリズム

県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を促進しています。平成23(2011)年度には、市町や団対がおこなうエコツーリズムの取組を支援するため、鳥羽市エコツーリズム推進協議会などへ参加しました。

2-4 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れるなかで田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむ余暇活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による都市住民との交流による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加しており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農林漁業体験、加工体験、木工体験などその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを拡充し、積極的なPR、地域住民の協力

による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成23(2011)年度には、地域のグリーン・ツーリズム実践者同士の交流支援や三重県交流アドバイザー派遣事業などによる実践組織のレベルアップなどを行ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のスズメ2012」やWEBサイト、メールマガジンなどにより県内外に広く発信するとともに、受け入れ体制整備等にも支援しました。

2-5 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16(2004)年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2章2節

自然とのふれあいの確保

3 緑の保全・創出

3-1 緑地整備の促進

(1) 緑地の推進

三重県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。三重緑化基金や緑の募金の収益金により、学校や工場の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している「公益社団法人三重県緑化推進協会」と協働して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めています。

(2) 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています。なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県広域緑地計画」については平成23(2011)年に改定しました。

表 2-2-2 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成14年度以前	4	松阪市、嬉野町、亀山市、上野市
平成15年度	1	伊勢市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	1	津市
平成23年度	4	四日市市、菰野町、朝日町、川越町

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(3) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成 23 (2011) 年度末で表 2-2-3 のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成 24 (2012) 年 3 月末現在で 47 ヶ所、1,498ha の工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去 10 年間の工場立地の推移は図 2-2-1 のとおりです。

図 2-2-1 工場立地の推移 (平成23年12月末現在)

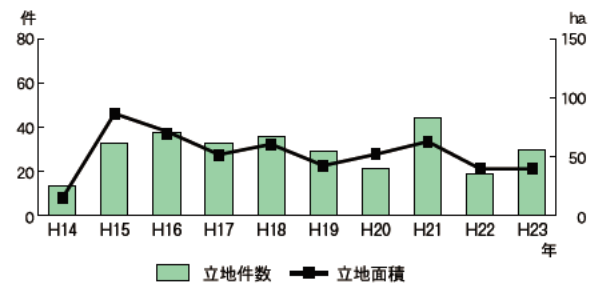


表 2-2-3 敷地利用状況の推移

年度	工業敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
S49年法施工時	1,928ha	14.2%	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%
S55年度末現在	2,337ha	13.3%	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%
S60年度末現在	2,848ha	15.2%	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%
H10年度末現在	4,174ha	17.0%	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%
H15年度末現在	4,417ha	17.6%	781ha	17.6%	785ha	17.7%	122ha	2.7%	2,729ha	61.7%
H20年度末現在	4,617ha	19.4%	895ha	19.4%	841ha	18.2%	105ha	2.3%	2,776ha	60.1%
H21年度末現在	4,615ha	19.5%	899ha	19.5%	841ha	18.2%	106ha	2.3%	2,769ha	60.0%
H22年度末現在	4,661ha	19.5%	908ha	19.5%	853ha	18.3%	120ha	2.6%	2,780ha	59.6%
H23年度末現在	4,676ha	19.6%	915ha	19.6%	855ha	18.2%	120ha	2.6%	2,786ha	59.6%

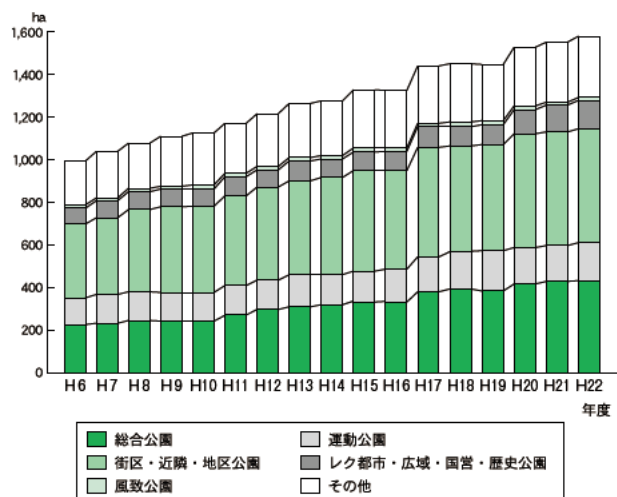
(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

3-2 都市公園

平成 22 (2010) 年度末における都市公園の整備状況は、2,433 ヶ所、約 1,589ha です。都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は 9.54㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園の増加が顕著です。

図 2-2-2 都市公園面積推移



(1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

三重県の都市公園整備状況は、平成22(2010)年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積は約9.54㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成23(2011)年度には、北勢中央公園及び熊野灘臨海公園について整備を進め、市町公園は四日市市の南部丘陵公園や津市の中勢グリーンパーク他5ヶ所で整備が行われました。

表2-2-4 県営公園の整備状況(平成23年度)

県営公園名	計画面積(ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収、多目的広場整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路広場整備等